

議第76号

高山市福祉センター管理条例の一部を改正する条例について

高山市福祉センター管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市福祉センター管理条例の一部を改正する条例

高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|--|---|-------------------------------------|--|--|-----|------|--|---|-------------------------------------|--|
| <p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表 (略)</p> <p>きりう福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）</td> <td style="padding: 5px;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表 (略)</p> | 施設名 | 根拠法令 | 高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> | 高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略) | | <p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表 (略)</p> <p>きりう福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）</td> <td style="padding: 5px;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表 (略)</p> | 施設名 | 根拠法令 | 高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> | 高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略) | |
| 施設名 | 根拠法令 | | | | | | | | | | | | |
| 高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> | | | | | | | | | | | | |
| 高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 根拠法令 | | | | | | | | | | | | |
| 高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> | | | | | | | | | | | | |
| 高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項 (略) | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。